

平成 19 年 8 月 28 日
国土交通省近畿地方整備局

淀川水系河川整備計画原案について

- 近畿地方整備局では、河川整備基本方針の策定前ではありましたが、平成 13 年 2 月より学識経験者、関係住民、関係自治体の方から幅広くご意見をいただきながら河川整備計画の検討を進めてきました。
- 平成 17 年 10 月より社会資本整備審議会において河川整備基本方針の検討が開始され、今年 8 月 16 日に策定されました。
- 河川整備基本方針を踏まえて速やかに河川整備計画の策定作業に入り、このたび学識経験者、関係住民、関係自治体のご意見をお聴きするためのたたき台として河川整備計画原案を作成しました。
- 今後、年内を目途に、学識経験者、関係住民、関係自治体の長からご意見をお聴きした上で、河川整備計画(案)を作成していきます。
- その後、関係府県知事の意見を聴取した上で、今年度中を目途に河川整備計画を策定する予定です。

河川整備計画原案の位置づけ

- 河川整備計画原案は、学識経験者、関係住民、関係自治体の長に対し、河川整備の内容について河川管理者の考えを丁寧に説明し、幅広いご意見をお聴きするために作成したものです。
- したがって、その内容は河川管理者として検討したものではありますが、この原案を押し通すのではなく、今後いただいた幅広いご意見を踏まえ、さらに内容を充実させる考えです。
- なお、川とまちづくりの関係など、原案中に十分まとめ切れていない部分もあると考えており、これらのことについても今後ご意見をお聴きした上で、河川管理者として責任を持って適切に判断し、河川整備計画に盛り込みます。
- 学識経験者、関係住民、関係自治体の長の幅広いご意見をお聴きするために、情報提供や、透明性や客観性についてさまざまな工夫をするとともに、河川管理者も積極的に意見を述べるなど、キャッチボールを通じてよりよい河川整備計画策定のために連携して進めていきます。

河川整備計画策定にあたっての河川管理者のスタンス

今後、河川整備計画作成作業を進めるにあたって、河川管理者として以下に示す方針で取り組みます。

- 河川整備計画に位置づける整備内容については、可能な限り整備順序や目標年次を記述します。
- 個々の整備内容について明示した整備シートの作成に取り組みます。
- 今後、環境、治水、利水などの分野毎の整理だけではなく、たとえば、地域という視点で評価する等、横断的なメニューの整理について工夫する考えです。
- 原案の中に「検討する」と記載している事項については、河川整備計画策定までにできる限り具体化する考えです。
- 自分にとっていかなる関わりがあるか等をわかるようにするなど、できるだけわかりやすい資料を作成し、丁寧に説明します。
- 学識経験者からの意見聴取については、流域委員会委員に専門的知識をもとに意見（専門分野から見た原案の妥当性、解決策等）を述べていただくことをお願いします（専門以外の分野に関するコメントを排除するものではありません。）。
- 関係住民からの意見聴取については、説明会等にお出でいただいている方だけでなく、上下流にわたりほぼすべての住民がより良い川づくりに関心を持ち、より一層理解が深まるよう、ホームページによる情報提供に限らず、さまざまな方法による徹底した情報提供と意見聴取を行い、透明性、客観性を確保します。
- 関係自治体の長からの意見聴取についても、これから河川整備計画の策定という具体の事業等を決定するプロセスに入っていくこともあり、地域の安全の確保、地域の振興、良好な環境の創出・保全に責任のある自治体の長の意見を十分尊重し、地域全体の合意形成を図っていきます。

淀川水系河川整備計画の作成にあたってめざすこと

川と人の繋がり

これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水が途切れ、水生生物や緑も途切れ、川と人とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人とのつきあいも途切れてきた場合もあることから、これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進していく。

河川環境

「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて河川環境の保全・再生を図り、次世代に適切に引き継げるよう努める。また、河川環境の保全・再生は「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に実施していく。特に、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域の連続性を確保する。

治水・防災

洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識に立って、流域の関係者が一体となつて的確な対策を講じることとする。河川整備にあたっては、本支川、上下流間のバランスを確保できるよう、手順を明確にした上で実施することとする。また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。

利水

節水型社会をめざし、今後も適宜水需要について確認し、既存水資源開発施設の運用等を適切に見直していくとともに、水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する。一方、水需給が逼迫している地域においては、水需要予測の見直しを踏まえ、新規水源を確保する。また、異常渇水時には、流域一体となってハード・ソフト両面にわたる対策を講じる。

利用

河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、沿川住民や自治体からの河川利用のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境教育を推進する場という観点も含めて利用を推進する。淀川が都市域を流れているという地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体現できるようにする。

河川整備計画（原案）と平成17年7月の5ダムの方針の関係について

1. 平成17年7月の「5ダムの方針」は、当面は下流淀川本川の堤防強化を行うことを優先し、この堤防強化に相当程度の時間と費用を要することを想定していたため、下流の破堤の危険性を増大させる中上流部における築堤等は淀川の河川整備の状況を見て判断することとしていました。
2. 淀川においても、破堤の危険性を抑制する方法としてダムにより下流の水位を低下させることも効果がありますが、堤防強化により対応することを最優先とし、ダムまでは必要ないと判断していました。
3. その後の堤防点検等の調査により淀川本川の堤防強化は概ね5年間程度で完了できることが分かりましたので、整備計画原案においては、堤防強化とともに、戦後最大の洪水が再来した場合には多くの箇所で氾濫被害が生じるため、築堤などの抜本的改修が地元から強く要望されている桂川、宇治川、木津川の安全度の向上を図ることとしたところです。
4. 一方、中上流部において戦後最大洪水に対応すべく堤防等の整備を進めた場合、本来中上流部で溢れていた水を堤防等により人為的に集め下流淀川本川に集まってくることから流量増が生じ、淀川本川は、計画規模の降雨が生じた場合、流入する洪水によって計画高水位を上回るなど危険な状態が高まります。
5. このため、淀川本川においては洪水の流下を大きく阻害している橋梁の架け替えにより流下能力の向上を図るとともに、洪水調節施設による流量の抑制を行うこととし、大戸川ダムについてはこの洪水調節施設の一つとして必要であることが確認できたため、継続実施することとしたものです。
6. 今般、河川整備計画を作成するにあたって、これらの事情を勘案して整備計画原案としてお示ししましたので、今後、8月9日に再開しました流域委員会や、関係住民、知事はじめ自治体の長に丁寧に説明し、また、しっかりと意見を聴いた上で、河川管理者として責任を持って適切に判断してまいりたいと考えています。

今後のスケジュール(案)

8月 16日

河川整備基本方針の告示



8月 28日

河川整備計画原案の公表



平成 20 年度予算概算要求



9～12月

学識者
の
意見聴取

地元住民
の
意見聴取
・反映

市町村長
の
意見聴取

地元住民
との対話
プロセス
(ダムについて)

関係府県
との調整



河川整備計画(案)の公表



平成 20 年度 政府予算案



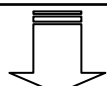
1～3月

府県知事への意見照会

(滋賀県)

県議会の
意見聴取

市町村長の
意見聴取



河川整備計画の策定

淀川水系河川整備計画原案の概要

【河川整備の目標と施策メニュー】(計画対象期間:概ね20~30年間)

①人と川との繋がり

目標: 参加型の河川整備を目指す

- ・水と人の関わりの中で培われた歴史・文化の薫る川づくり
- ・住民・住民団体、学識経験者との連携、川づくりへの住民参画
- ・情報の共有と公開の推進、等

②河川環境

目標: 「『川が川をつくる』のを手伝う」という考えのもと、連続性の確保、ダイナミズムの再生、水循環の健全化を目指す

- ・ワンドの再生、攪乱のための施設操作
- ・河川、琵琶湖、ダム湖の水質改善
- ・川以外も含む徹底した縦横断方向の連続性の確保、等

③治水・防災

目標: 上中下流のバランスを確保しつつ、戦後最大洪水を安全に流下させる。また、施設能力を上回る洪水が発生したときにも流域全域において被害をできるだけ軽減できるようにする

- ・上中下流バランスを考えた治水対策(※右図「主な事業」を参照)
- ・流下障害となっている橋梁の架け替え
- ・瀬田川洗堰の全閉解消に向けて操作規則の見直し
- ・琵琶湖明治29年洪水への対応
- ・情報伝達、避難体制整備等の危機管理体制の構築、等

④利 水

目標: 水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指す

- ・水需要の抑制
- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、新規水源の確保
- ・流水の反復利用回数低減による水源の安全性確保、等

⑤利 用

目標: 都市域のコミュニティ空間として、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体现できるような河川整備を行う

- ・まちづくりとの連動、舟運の復活、環境学習、防災学習の場としての活用
- ・プレジャーボート等の水面利用の適正化、等

⑥維持管理

目標: 洪水・高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生を目指す

- ・河川管理施設の機能保持、等

主な事業(上中下流バランスを考えた治水対策)

